

質 疑 応 答 書

事業名 広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務

基本仕様書等の 項目	質 問	回 答
対象者の抽出及び 対象者審査・管理用 データベースの構 築・運用保守業務	・2 5-(1)-ア「発注者が 提供する住民情報及び課 税情報」とあるが、当初調 整給付データ及び令和6年 度所得税確定値データは 含まれますか。	・基本仕様書別紙に記載の とおり、当初調整給付に係 る情報及び令和6年分所 得税情報（令和6年中の所 得情報等（課税資料（確定 申告書等）に係る情報を含 む。））のデータを含みま す。なお、令和6年分所得 税情報をもとに、令和6年 分所得税及び定額減税の 実績額等について、算出又 は抽出を行っていただき ます。
	・3 5-(1)-エ-(7)「発注者 が示す判定基準に基づき」 とあるが、判定基準を教示 いただくことは可能でし ょうか。	・国が示す概要資料や地方 公共団体職員向けQ & A 等に記載されている判定 基準を基本としますが、今 後の業務の検討状況に応 じて、随時お示ししてい くことになります。
	・「住民情報及び課税情報 等の更新データを随時提 供」とあるが更新期間を教 示いただくことは可能で しょうか。（月単位・週単 位）	・月単位を想定していますが、今後の業務の検討状況 によっては変更となる可 能性があります。また、各 種書類発送前などにも必 要に応じて、データ更新を 行っていただく可能性も あります。

オンライン申請システムの構築・運用保守業務	・5 5-(2)-ア（枠内）プッシュ型方式の申請辞退方法は、オンラインによる方法のみでしょうか。入電による辞退手続等も可能でしょうか。 ・5-(2)-エ-(7)「申請時に本人を特定することができる仕組み」とは何かご教示頂けますでしょうか。 （本人を特定できる附番なのか顔認証システム的な内容を想定していますか）	・入電による辞退手続も可能とする予定です。 ・対象者毎に附番する個別の番号に、氏名や生年月日等の個人情報を組み合わせて特定することを想定していますが、より効果的な個人特定方法があればご提案ください。
コールセンター等業務	・9 5-(3)-オ-(7)「本庁窓口の配置人員数は、1, 2 名程度とする」とあるが、休憩時間等も含み常時 1 名以上の配置という認識でよいでしょうか。	・お見込みのとおりです。ただし、基本仕様書に記載のとおり、相談者数に応じて、遅滞なく対応できる体制を整えていただく必要があります。
申請窓口業務	・11 5-(4)-ウ”申請窓口業務について、履行場所は「事務センターとは別個のフロアとし」とあるが、同一の建造物（あるいは室内）の別フロアという認識でよいでしょうか。もしくは、室内をパーテーション等で仕切り個室を構えた場合、別個フロアと見なしで問題ないでしょうか。	・当該記載は、申請窓口と事務センターを同一建物の別フロアとする、又は、申請窓口と事務センターを別建物に設置することを想定した記載です。 なお、基本仕様書に記載の要件を満たしており、仕切りの状況等、個人情報管理の観点などから問題ない場合には、別途協議の上、申請窓口を事務センターと同一フロアに設置することは差し支えありません。

事務センター業務	・ 14 5-(5)-ウ「個人情報等を扱う都合上、発注者の執務室は受注者とは異なる部屋を確保すること」とあるが、事務センター内にパーテーション等の仕切りで、執務室を確保という認識で問題ないでしょうか。もしくは同一建造物内別部屋を確保する必要がありますでしょうか。 ・ ③「電子メール等による連絡を行い」とあるが、電子メールによる問合せ等も発生するという認識で良いでしょうか。 ・ ⑩「振込日等を記載した支給決定通知書を、原則振込日より前に申請者の手元に届くようにすること」とあるが、口座エラー等の未振込の際に、決定通知書が届いており受給者の方にご迷惑がかかったことはないでしょうか。	・個人情報保護等の観点から後者を想定しているところです。ただし、発注者と受注者の執務スペースが完全分離（出入口別、防音対策等も含む）しており、情報管理の観点から問題ないと判断できる場合は、別途協議の上、前者のとおり対応いただくことは差し支えありません。 ・発生する可能性があります。 ・本市で把握する限りではありません。
-----------------	--	---

・その他業務実施における要件等	・21(タ)-①「各種書類は必要に応じて外国語へ翻訳したものも準備すること」とあるが、22 頁に記載のある「外国人市民向けお知らせ (6,000 枚)」のみでよいでしょうか。 ・22 「送付用封筒」266,700 枚の窓あき、窓なし其々の想定枚数をご教示頂くことは可能でしょうか。 ・22 5-(5)-(タ)②点字シールですが、全て同様の内容でしょうか。点字シールの想定枚数、どの書類に点字シール対応が必要か教示いただけますでしょうか。 ・23 6-(4)-ア日次報告、月次報告について、報告フォーマットの規定はありますでしょうか。	・外国人向けに各種書類を送付する際に、書類の概要を簡易的にまとめたお知らせ（日本語を7か国語程度に翻訳したもの）を同封する予定としており、各種書類の送付枚数をそれぞれ積算したところ、合計約6,000 枚程度御用意いただく想定です。なお、数量は見込である点に御留意ください。 ・窓あき封筒：約 266, 200 枚、窓なし封筒：約 500 枚を想定しております。なお、数量は見込である点に御留意ください。 ・本市で把握している視覚障害者へ各種書類を郵送する際に、本市が用意した「ヒロシマシ」と点字したシールを封筒に貼付していただく想定です。なお、基本仕様書に記載のとおり、必要に応じて点字案内を作成し送付物に同封するなど必要な処置を行う想定です。 ・現時点で規定の様式はありません。今後の業務の検討状況等を踏まえ、様式の内容については協議させていただきます。
------------------------	--	--

・当初調整給付に係る実績	・当初調整給付時におけるピーク月の入電件数をご教示頂くことは可能でしょうか。	・当初調整給付時において入電件数が最も多かった月の件数は、約１０，８００件です。
・再々委託	・セキュリティ対策・個人情報管理を徹底した上で、個人情報を含む印刷物の再々委託は可能でしょうか。	・広島市委託契約約款に記載のとおり、本市の承諾があれば差し支えありません。なお、個人情報取扱特記事項の内容についても確実に順守させてください。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。